

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
地震災害対策編							
地震	1	3	第3 震災の歴史	1-3	「最新版 日本被害地震総覧[416]-2001」	「日本被害地震総覧-599-2012」	改訂版が出版されている
	1	3	第3 震災の歴史	1-3		表は資料編へ移動	
	1	3	第3 震災の歴史	1-3	表タイトル「県の地震被害」	「県の被害地震」	防災会議委員意見
	1	3	第3 震災の歴史	1-3		略	県計画等により2000年以降分を追記
	1	3	第3 震災の歴史	1-3		「2 国内の被害地震」を新設	表は資料編へ移動 阪神・淡路大震災以降の過去30年間とした
	1	4	第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務 1 関東管区警察局	1-5	（2）他管区警察局との連携に関する事 （6）津波警報の伝達に関する事	（2）他管区警察局及び警視庁との連携に関する事 （6）津波、火山警報等の伝達に関する事	県計画に合わせて修正
			第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務 2 関東総合通信局	1-5		（2）災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関する事	県計画に合わせて修正
			第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務 5 茨城労働局	1-6	（4）労働保険給付に関する事	（4） <u>労災</u> 保険給付に関する事	県計画に合わせて修正
			第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務 10 関東地方整備局（利根川上流河川事務所、下館河川事務所）	1-7	（10）大規模自然災害発生時の各種の技術的支援（TEC-FORCE）に関する事。 （記載なし） （11）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事	（10）大規模自然災害発生時のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣。 （11） <u>大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。</u> （12）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。	県計画に合わせて修正
			第6 指定地方行政機関が処理する事務、業務 13 東京管区気象台（水戸地方気象台）	1-7	（1）気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 （2）気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻、突風等に関する情報等を適時・的確に発表し防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による市民への情報等の周知に関する事。 （3）気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関する事。 （4）市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事。 （5）災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。 （6）県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事	（1）気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びに</u> その成果の収集、発表を行う。 （2）気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る） <u>及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> （3） <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u> （4） <u>地方公共団体が行う防災対策</u> に関する技術的な支援・ <u>助言を行う。</u> （5）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事に <u>努める。</u>	県計画に合わせて修正
			第7 自衛隊が処理する事務、業務	1-7	3 地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事	3 <u>茨城県</u> 地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事	県計画に合わせて修正
			第8 指定公共機関が処理する事務、業務 6 日本郵便株式会社	1-8	（3）被災あて救助用郵便物の料金免除に関する事	（3）被災 <u>地</u> あて救助用郵便物 <u>等</u> の料金免除に関する事	県計画に合わせて修正

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第8 指定公共機関が処理する事務、業務 7 東京電力パワーグリッド株式会社	1-8	7 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）、株式会社JERA	7 東京電力パワーグリッド株式会社	防災会議委員意見
			第8 指定公共機関が処理する事務、業務 8 日本通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	1-8	災害時における救助物資の輸送の協力に関すること。	救助物資の輸送の協力に関すること。	県計画に合わせて修正
			第8 指定公共機関が処理する事務、業務 12 楽天モバイル株式会社	1-8	（記載なし）	<u>12 楽天モバイル株式会社</u> <u>（1）電気通信施設の整備及び点検に関すること。</u> <u>（2）被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。</u>	県計画で未記載だが、指定公共機関に指定されているため他の通信事業者と同様の内容で追加
			第9 指定地方公共機関が処理する事務、業務 1 茨城県土地改良事業団体連合会	1-8	各土地改良区の農地・農業用施設の支援及び復旧に関すること。	各土地改良区の農地・農業用施設の <u>復旧に関する支援及び復旧計画</u> 書作成に関すること。	県計画に合わせて修正
			第9 指定地方公共機関が処理する事務、業務 4 ガス事業者	1-9	4 ガス事業者（東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社）	4 ガス事業者（東部ガス株式会社、 <u>株式会社エナジー宇宙</u> ）	防災会議委員意見
	2			2-1	第2章 本計画策定上の震災と分析	第2章 本計画で <u>前提とする地震被害</u>	被害想定に、県地震被害想定（H30）を引用している周辺市（常総市、取手市、龍ケ崎市、坂東市、牛久市、つくばみらい市）の計画を参考に、「本計画で前提とする地震被害」に修正。 内容は、どの市においても、人的被害、物的被害等、県の想定結果そのままの記載としている。
		1		2-1	本市において地震により発災する状況を検討し、最大被害状況を想定し結果を整理した。	（削除）	
			第1 被害想定の対象とする想定地震	2-1	第1 地震の想定 今後10年で30%、50年で80%の発生確率とされる、茨城県南部地震（相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴う地震で震源を茨城県南部とする）を脅威の対象とし下記の条件で想定する。	第1 <u>被害想定の対象とする想定地震</u> <u>茨城県では過去の被害地震、断層の分布状況、地震動又は津波の計算に想定された地震をもとに、7つの備えるべき想定地震を設定している。</u> <u>本計画では、この7つの想定地震のうち、市域の最大震度が最も大きくなる「茨城県南部の地震」を対象として、その被害想定結果を整理する。</u> （表挿入） （震度分布図（茨城県南部の地震）を挿入）	
			第1 被害想定の対象とする想定地震 1 発生時期～5 被害想定 の算定根拠	2-1	（省略）	（削除）	
			第2 想定するシーン	2-1	（記載なし）	<u>茨城県の被害想定では、想定される被害が異なる以下の3種類のシーン（季節・時刻）を設定している。</u> （表挿入）	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
		2		2-2	被害想定の結果をまとめると、次のようになる。	<u>茨城県南部の地震が発生した場合、本市において想定される被害は以下のとおりである。</u>	
			第1 建物被害	2-2	（表省略）	（表更新）	
			第2 人的被害	2-2	（表省略）	（表更新）	
			第3 ライフライン被害	2-2	（表省略）	（表更新）	
			第4 生活支障	2-3	第4 生活への影響 （表省略）	第4 生活支障 （表更新）	
		3			（省略）	削除	
	3	1	第1 対策に携わる組織整備	3-1	（記載なし）	<u>市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化するものとする。</u> （表更新）	
			第1 対策に携わる組織整備 1 概要組織整備の基本方針	3-1	1 概要 市は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化するものとする。 （3）関係部局間等の連携体制の強化 （前半省略） また、地震災害時の人的・物的不足を補うため市内の防災関係機関との協力体制の強化に努める必要がある。 （記載なし）	1 組織整備の基本方針 （削除） （3）関係部局間等の連携体制の強化 （前半省略） また、地震災害時の人的・物的不足を補うため市内の防災関係機関との協力体制の強化に努める。 <u>（4）複合災害を想定した組織整備</u> <u>市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、県及び防災関係機関と連携しながら、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努め、得られた知見は各計画や組織整備に反映していく。</u>	「概要」→「組織整備の方針」としてリード文を第1へ移動 県計画に準じて修正
			第1 対策に携わる組織整備 2 震災時の職員の役割と体制の周知徹底	3-1	震災時の職員に対する担当業務やその実施体制については、「守谷市災害時初動対応マニュアル」によるものとする。	震災時の職員に対する担当業務やその実施体制については、「 <u>守谷市災害時初動対応マニュアル</u> 」によるものとする。 <u>マニュアルは現状を反映した内容となるように、定期的に見直しを行う。</u>	
			第1 対策に携わる組織整備 3 市の防災体制の整備	3-2	（4）常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷市消防団 消防の責務は、消防組織法（昭和22 年法律226号）に定めるところにより	（4）常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷市消防団消防組織法（昭和22年法律226号）に定めるところにより	
			第2 相互応援体制の整備	3-2	このため、関係機関等との応援体制を整備する。	このため、関係機関等との <u>相互</u> 応援体制を整備する。	
			第2 相互応援体制の整備 1 市町村間及び民間団体等との相互応援	3-2	（2）民間団体・事業所等との応援協定の締結 将来予期される災害に対応でき	（2）民間団体・事業所等との応援協定の締結 <u>想定される災害に対応でき</u>	「予期」だと期待のニュアンスが出てくるので「想定」に修正
			第2 相互応援体制の整備 2 応援要請	3-3	職員への周知徹底を図り、応援部隊の執務スペースの確保に努める。	職員への周知徹底を図り、応援部隊の執務スペースの確保に努める。 <u>その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>	県計画に準じて修正 コロナは5類となったが、対策はインフルエンザ等他の感染症にも有効であるため引き継ぐものとする
			第2 相互応援体制の整備 3 応援派遣体制の整備	3-3	（2）大規模災害発生時における災害対応支援チームへの派遣 地震発生時には、十分な災害対応や迅速・的確な被災者支援を実施することが困難になることから、発災時に県、市町村職員から構成される「いばらき災害対応支援チーム」が派遣されるため、平時から県に要員を登録し、研修等により能力を向上させ、発災時には県職員・他市町村の職員とともに被災地に派遣する。	（2）大規模災害発生時における災害対応支援チームへの職員派遣 <u>大規模災害発生時には、被災市町村だけで十分な災害対応や被災者支援を実施することが困難になることから、県は、県及び市町村職員から構成される「いばらき災害対応支援チーム」を派遣し、被災市町村の支援を行う。市は、平時から県に派遣職員を登録し、研修等により災害対応能力を向上させるものとする。</u>	長くわかりにくい文や重ね言葉等については適宜修正（以下同様）

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第2 相互応援体制の整備 4 応援受け入れ態勢体制の整備	3-3	4 応援受け入れ態勢の整備 市は、応援体制のために派遣される職員～ また、地理に不安のある応援部隊のために、地図等を準備する。	4 応援受け入れ態勢体制の整備 市は、応援のために派遣される職員～ また、地理に <u>不案内な</u> 応援部隊のために、地図等を準備する。	県計画に合わせて「体制」とする
			第3 防災組織等の活動体制の整備・育成	3-3	阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震及びその他の災害において、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、初期消火、被災者に対する救援活動などに市民、各種自主防災組織、消防団が大きな役目を果たし、その重要性が再認識された。このことから、市民の自主防災組織の活動体制の整備・育成を図る。	東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害において、倒壊家屋からの被災者の救出、初期消火等の初動活動及び被災者への支援活動などに自主防災組織、消防団、 <u>ボランティア</u> 等が大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。このことから、市民による防災組織の活動体制の整備・育成を図る。	長くわかりにくい文や重ね言葉等については適宜修正
			第3 防災組織等の活動体制の整備・育成 1 活動体制の整備	3-3	自助・共助の心を強く持ち、市民が自主的に防災活動に参加し、災害時に円滑な救助、救護、消火活動等が行えるよう、市は平時から自主防災組織やボランティア団体との連携を図る。	自助・共助の心を強く持つことが重要である。市は、市民が自主的に防災活動に参加し、災害時に円滑な救助、救護、消火活動等が行えるよう、平時から自主防災組織やボランティア組織との連携を図る。	一文が長く、わかりにくいものは修正（以下同様） 「ボランティア団体」はここだけ、他は「ボランティア組織」なので統一（県計画では明確な使い分けはしていない）
			第3 防災組織等の活動体制の整備・育成 2 自主防災組織の育成・連携等	3-4	（2）自主防災組織の編成 自主防災組織は、原則として行政区又は自治会等の組織を活かした編成とするが、災害時に自主的に活動できるよう、自治会の規模が大きいときは班単位の活動体制について整備促進する。 （4）自主防災組織の活動内容（表省略） （5）自主防災組織の育成指導 自主防災組織の育成に当たっては、市民の自主防災組織に対する関心を育むとともに、初期消火等の自主防災活動の活発化を図る。	（2）自主防災組織の編成 自主防災組織は、原則として地域既存のコミュニティである行政区又は自治会等の組織を活かした編成とするが、 <u>それらの規模が大きいときはブロック分けを検討する。</u> （4）自主防災組織の活動内容（表更新） （5）自主防災組織の育成指導 <u>市は、自主防災組織の育成に当たっては、市民の自主防災組織に対する関心を育むとともに、初期消火等の自主防災活動の活発化を図る。また、自主防災組織の結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。</u>	前半と後半が繋がらないので県計画に準じて修正 避難行動要支援者に限定せず要配慮者に修正表現を修正
			第3 防災組織等の活動体制の整備・育成 3 ボランティア組織との連携	3-5	（1）ボランティア受け入れ体制の整備 災害時におけるボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受け入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地のニーズを集約する機能及び体制等あらかじめ整備を図るものとする。 （3）ボランティア活動の普及と啓発 また、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	（1）ボランティア受け入れ体制の整備 <u>市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動を支援するため、災害ボランティアセンターを設置してボランティア活動の「受け入れ窓口」となることとし、災害発生時にその活動が円滑に行われるよう、被災地のニーズを集約する機能及び体制について、平時から整備を図るものとする。</u> （3）ボランティア活動の普及と啓発 また、市民やNPO・ボランティア組織等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、 <u>災害</u> ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。	県計画に準じて修正 災害ボランティアセンター設置場所は応急で記載（中央公民館） 発災後の活動については、防災ボランティア→災害ボランティアに修正

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第3 防災組織等の活動体制の整備・育成 4 事業所等の防災体制の整備	3-5	事業所は、自然災害による不測の事態から事業所の「事業（経済活動）継続」を確保するため、災害時に企業の果たす役割を十分理解し、「事業継続計画（BCP）」及び「災害時行動マニュアル」策定とその検証に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、備蓄の実施及び各計画の点検・見直しを実施する等、防災活動の推進に努めるものとする。 また、災害時の混乱及び二次災害発生を未然に防止するため従業員の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、帰宅困難者対策を講じるよう努めるものとする。さらに、市は企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。	事業所は、 <u>地震災害</u> による不測の事態から事業所の「事業（経済活動）継続」を確保するため、災害時に企業の果たす役割を十分理解し、「事業継続計画（BCP）」及び「災害時行動マニュアル」策定とその検証に努めるとともに、防災訓練、事業所の耐震化、備蓄の実施及び各計画の点検・見直しを実施する等、防災活動の推進に努めるものとする。 また、災害時の混乱及び二次災害発生を未然に防止するため従業員の一斉帰宅の抑制に努めるなど、帰宅困難者対策を講じるよう努めるものとする。さらに、市は企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。	前半のBCPとマニュアル策定が体制整備にあたり、繰り返しになるので、ここは削除
			第4 情報・通信ネットワークの整備	3-5	震災の発生前から全期間における震災関連情報等を適時に取得し、的確に発信することで市民の安全確保と迅速な応急対応に資するとともに、情報難民の削減に努める。	<u>地震発生直後から地震関連情報等</u> を取得、発信することで市民の安全確保に資するため、 <u>予め情報・通信ネットワークの整備を図るものとする。</u>	地震発生時の情報伝達と応急対応にかかる通信体制整備を整理 +防災会議委員意見
			第4 情報・通信ネットワークの整備 1 防災情報発信・取得システムの整備等	3-6	（1）防災情報発信・取得システムの整備等 幅広い年齢層及び外国人等に対し災害情報等を提供できるよう、最新の市内情報を的確に取得できる発信・取得システムを整備するように努める。 ① 災害情報伝達機器の整備 災害時において、職員・市民からの災害情報等の収集及び市からの情報等の発信を適時・的確に発信できる災害情報伝達機器を整備し、職員、市民に早期に浸透させ、平時から操作について熟知させるものとする。 ② 防災アプリケーションの整備 幅広い層の市民に対し、災害情報の双方向伝達が行えるアプリケーションの整備を推進するものとする。 ③ 民間放送機関等の利用 I B S 茨城放送（i - f m : つくば局88.1MH z）を含む複数の放送事業者等と災害時応援協定を締結し、幅広い年齢層、高層階避難市民、外国人等に対し、適時・確実に被災者側に立った情報を提供できるよう整備に努める。	（1）防災情報発信・取得システムの整備等 幅広い年齢層及び外国人等に対し <u>確実に</u> 情報を提供できるよう、 <u>防災情報の発信・取得システムを整備する</u> ように努める。 ① <u>防災情報伝達機器の整備</u> 災害時において、職員・市民からの災害情報等の収集及び市からの情報等の発信を適時・的確に発信できる <u>防災情報伝達機器を整備</u> し、職員、市民に早期に浸透させ、平時から操作について熟知させるものとする。 ② <u>防災アプリケーション（Morinfo）の整備</u> 市は、幅広い層の市民に対し、災害情報の双方向伝達が行える <u>市民生活総合支援アプリ（Morinfo：もりんふお、以下「Morinfo」という。）</u> を平成30年から運用している。市は、ホームページや広報紙等を通じて市民にアプリの利用登録を呼びかけるとともに、 <u>災害時に確実に利用できるようシステムの整備を推進するものとする。</u> <u>■Morinfoの災害対応機能</u> ・ <u>安否確認情報の配信</u> ・ <u>災害モードへの自動移行（災害用レポート、災害用レポートマップが利用可）</u> ・ <u>避難所掲示板</u> ③ 民間放送機関等の利用 (株)LuckyFM茨城放送(つくば局88.1MH z)を含む複数の放送事業者等と災害時応援協定を締結し、適時・確実に被災者側に立った情報を提供できるよう整備に努める。	Morinfoについて加筆 対象を限定するものではないと考えられるので削除 +防災会議委員意見

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第4 情報・通信ネットワークの整備 2 無線通信施設の整備等	3-6	（1）無線通信施設の整備 災害時の情報収集・伝達及び関係機関との通信を円滑に行うため、MC A陸上移動通信システム及びその他の通信網の充実を図る。 ② 消防団指揮系小型携帯無線機 （前半省略）そして、常に良好な状態に整備するとともに、使用の都度点検し、常時充電に努め即応に資する。 ④ 災害時の運用 「守谷市災害時初動対応マニュアル」に示すように、MC A陸上移動通信システムのグループ区分を各班に変更し、運用する。 （2）無線通信施設の強化 ① 使用の習熟 MC A陸上移動通信システムは、災害時の障害に強い安定した通信システムであるため、平常において積極的に使用するなど習熟に努め、災害時に十分に活用できるよう万全な措置をとる。 ② 通信網の強化 市のMC A陸上移動通信システム・消防団指揮系小型携帯無線の維持・整備拡充に努め、通信網を強化する。また、非常時にはその機能を最大限に発揮できるよう、定期的な整備・研修を実施する。	（1）無線通信施設の整備 災害時の情報収集・伝達及び関係機関との通信を円滑に行うため、 <u>無線通信システム</u> 及びその他の通信網の充実を図る。 ② 消防団指揮系小型携帯無線機 （前半省略） <u>携帯無線機</u> は、常に良好な状態に整備するとともに、使用の都度点検し、常時充電に努め即応に資する。 ④ 災害時の運用 「守谷市災害時初動対応マニュアル」に示すように、 <u>無線通信システム</u> のグループ区分を各班に変更し、運用する。 （2）削除	
			第4 情報・通信ネットワークの整備 2 無線通信施設の整備等	3-7	3 災害時優先電話の事前登録 （前半省略）また、指定を受けた番号の電話機はステッカーを貼る等、非常時に混乱に帰すことの無いようにするとともに、常に点検・整備に努める。	3 災害時優先電話の事前登録 （前半省略）また、指定を受けた番号の電話機はステッカーを貼る等、非常時に混乱 <u>をきたす</u> ことの無いようにするとともに、常に点検・整備に努める。	
			第4 情報・通信ネットワークの整備 4 その他の通信手段の確保	3-7	（2）衛星携帯電話、災害時優先電話の利用 携帯電話による通信は、震災により不通回線率が50%になり、利用規制が行われるため、衛星携帯電話、災害時優先電話を整備するとともに、利用ニーズ増大に備え各携帯電話事業者からのレンタルも活用し、被害状況の収集や防災関係機関との連絡用として確保・準備する。 （3）インターネット通信の利用 電話回線、W i - F i 及び電力が使用可能な場合は、災害情報伝達機器、メール配信、フェイスブック、ツイッター、エリアメール、メディア等の活用による通信・情報連絡を活用する。	（2）衛星携帯電話、災害時優先電話の利用 衛星携帯電話、災害時優先電話の <u>利用環境</u> を整備するとともに、利用ニーズ増大に備え各携帯電話事業者からのレンタルも活用し、被害状況の収集や防災関係機関との連絡用として確保・準備する。 （3）インターネット通信の利用 電話回線、Wi-Fi及び電力が使用可能な場合は、 <u>メール配信、エリアメール、SNS、緊急速報メール、メディア</u> 等の活用による通信・情報連絡を活用する。	被害想定 of 更新により修正
			第4 情報・通信ネットワークの整備 6 市役所サーバの継続使用の確保	3-8	災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生直後の市サーバへのアクセス集中による作動困難状況の発生においても情報発信・受信ができるように、通信業者と災害に係る情報発信等に関する協定を締結して、サーバの継続使用を確保する。	災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生直後の市サーバへのアクセス時においても情報発信・受信ができるように、通信事業者と災害に係る情報発信等に関する協定を締結して、サーバの継続使用を確保する。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
		2	第1 防災まちづくりの推進	3-9	地震は突発的に発生し、被害は同時に広域的に発生する。このため、災害から市民の生命、身体及び財産守るために、災害に強い防災まちづくりを積極的に推進する。このため、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。 また、都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに建築物の不燃化や耐震性等の強化促進に努め、都市型災害に強いまちづくりを進める。	突発的に発生する震災から市民の生命、身体及び財産を守るために、災害に強い防災まちづくりを積極的に推進する必要がある。 <u>防災まちづくりは、「守谷市都市計画マスタープラン」に示される「都市防災の方針」に基づき、緊急性・重要性の高いものから計画的に実施し、市街地の安全性の水準を段階的に引き上げていくものとする。</u>	都市計画マスタープランについて記載 不燃化、耐震性については第2へ移動 防災体制は第1節の記載事項
			第1 防災まちづくりの推進 1 防災空間の確保	3-9	大規模な公共空間や公園緑地は、火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯となるとともに災害対策活動の拠点等になり、防災上の重要施設となる。 また、都市計画道路や一般市道は、災害時における避難経路、火災に対しては延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能を持つとともに消防活動の場並びに救助活動の際の交通輸送路となることから、公園等の防災空間と一体的な土地利用を検討しながら整備を推進する。	大規模な公共空間や公園緑地は、火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯となるとともに災害対策活動の拠点等になる。 また、都市計画道路や一般市道は、災害時における避難経路、火災に対しては延焼遮断帯としての機能を持つとともに消防活動の場並びに救助活動の際の交通輸送路となることから、公園等の防災空間と一体的な土地利用を検討しながら整備を推進する。	
			第1 防災まちづくりの推進 2 防災拠点の整備	3-9	市は、小・中学校やその他公共施設等を防災対策拠点の一つとして整備充実を進める。 各施設とも、MC A陸上移動通信システム、災害時優先電話を配備し、耐震性を強化するとともに、書棚・保管庫等の落下、転倒防止措置を講じるものとする。併せて主要な施設等には災害用井戸を設置し生活用水等を確保するとともに、防災倉庫を設置し防災資材・生活必需品を備蓄する等必要な資機材を整備する。	市は、 <u>指定避難所に指定している小・中学校やその他公共施設等を防災対策として計画的な整備充実を進める。</u> 各施設とも、 <u>無線通信システム</u> 、災害時優先電話を配備し、耐震性を強化するとともに、書棚・保管庫等の落下、転倒防止措置を講じるものとする。併せて主要な施設等には災害用井戸を設置し、 <u>生活用水等を確保するとともに、防災倉庫を設置し、防災資材・生活必需品を備蓄する等必要な資機材を整備する。</u>	指定避難所も防災拠点と位置づける
			第1 防災まちづくりの推進 3 避難場所・避難路の整備	3-9	（1）避難場所の整備 地震等による火災が発生し、一時的に空地等に避難する必要性が生じる可能性がある。このような場合に備えて、避難場所（本章 第3節 第4 1（3）①）を指定して、整備する。	（1）避難場所の整備 <u>地震等によって火災が発生すると、一時的に空地等に空地等に避難する必要性が生じる可能性がある。このような場合に備えて、避難場所（本章 第3節 第4 1（1）①）を指定して、整備する。</u>	
			第2 建築物の耐震・不燃化の推進	3-9	（記載なし）	市は、 <u>地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に、旧耐震基準の建築物については「守谷市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を図り、都市型災害に強いまちづくりを進める。</u>	
			第2 建築物の耐震・不燃化の推進 1 建築物の耐震化	3-10	（2）防災上重要な建築物の耐震化 地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きいため、公共施設は完了しており、民間施設については、必要に応じて推奨する。	（2）防災上重要な建築物の耐震化 地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きい。 <u>令和6年現在、公共施設の耐震化は完了しているため、今後、民間の病院・診療所等について、耐震化促進を図っていく。</u>	耐震改修促進計画に基づき修正 +防災会議委員意見
			第3 土木施設の耐震化等の推進	3-11	（記載なし）	<u>道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。</u> <u>このため、これらの施設については、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を計画的に進めていくものとする。</u>	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第4 ライフライン施設の耐震化の推進	3-11	（記載なし）	<u>上下水道、電力、電話及びガス等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。</u>	
			第4 ライフライン施設の耐震化の推進 1 上水道施設の耐震化	3-12	市は、上水道施設の耐震化について目標を定め、計画的な事業を推進する。 （4）緊急時給水能力の確保 ①（省略） ②（省略）	市は、 <u>守谷市水道事業ビジョン・経営戦略に基づき、上水道施設の耐震化について目標を定め、計画的な事業を推進する。</u> （4）緊急時給水能力の確保 ①（省略） ②（省略） ③ <u>加圧式給水タンク、折り畳み式給水コンテナ、組立式給水タンクを導入していく。</u>	水道ビジョン、公共施設等総合管理計画等について加筆
			第4 ライフライン施設の耐震化の推進 2 下水道施設の耐震化	3-12	（1）既存施設の耐震化 市は、下水道施設のうち、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、改築、更新に合わせてより高い耐震性が保持できるよう整備する。 ① 耐震診断 ② 耐震補強工事	市は、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、改築、更新に合わせてより高い耐震性が保持できるよう整備を進める。 また、 <u>守谷市公共下水道総合事業に基づき「下水道総合地震対策計画」を策定し、耐震性の高い工法や製品を採用するなど施設の計画的な整備を図る。</u> <u>（1）耐震診断</u> <u>（2）耐震補強工事</u>	公共下水道経営戦略について加筆 耐震化は既存施設が対象なので（1）は削除、以下ランク上げ +防災会議委員意見
			第4 ライフライン施設の耐震化の推進 4 電話施設の耐震化	3-13	（4）災害時措置計画 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網（インターフェースネットワーク）措置に関する措置計画を作成する。	削除	
			第4 ライフライン施設の耐震化の推進 5 ガス施設の耐震化	3-13	5 ガス施設の耐震化 （1）都市ガス施設の耐震化 【東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】 ① 施設の現況 ア ガス導管 a ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法令に準拠して設計し、施工している。 'b～c（省略） d 鋳鉄管の接合部は、印ろう型、ガス型であったが、その後、可とう性に富む機械的結合に移行している。 e（省略） f ガス導管には、緊急遮断のため、又は供給操作上必要により遮断弁を設置している。設置場所は整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。 g 需要家屋には、地震時等にガスを遮断するマイコンガスメーターの取付けを推進している。 h ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。	5 ガス施設の耐震化 （1）都市ガス施設の耐震化 【東部ガス株式会社、株式会社エナジー宇宙】 ① 施設の現況 ア ガス導管 a ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 'b～c（省略） d 鋳鉄管の接合部は、印ろう型、ガス型であったが、その後、可とう性に富む機械的 <u>接合</u> に移行している。 e（省略） f ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。設置場所は整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、 <u>大規模な</u> 工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所等である。 g 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンガスメーターの取付けを推進している。 h ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、 <u>処理要員</u> 及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第4 ライフライン施設の耐震化の推進 5 ガス施設の耐震化	3-14	イ 通信施設 無線局として、固定局と移動局とがあり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、耐震性を有している。 ウ 巡視・点検 ガス供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。 ② 予防計画 市の被害査定調査及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガス漏洩による二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性強化等の対策を実施する。 ガス施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止を図る。 ア 地震の規模を把握し、緊急時の判断基準とするため事業所に地震計を設置する。 イ～カ（省略） （2）プロパンガスの安全対策 【茨城県高圧ガス保安協会、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社、株式会社全農ライフ茨城】	イ 通信施設 無線局には固定局と移動局とがあり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、 <u>かなりの耐震性を有している。</u> ウ 巡視・点検 ガス供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安 <u>規定</u> による自主検査を実施し設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。 ② 予防計画 県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガス漏洩による二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性強化等の対策を実施する。 ガス施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に <u>努める。</u> ア 地震の <u>強さを知り</u> 、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。 イ～カ（省略） （2）プロパンガスの安全対策 【茨城県高圧ガス保安協会、東部ガス株式会社、 <u>日本瓦斯株式会社</u> 、株式会社全農ライフ茨城】	
			第5 地盤災害防止対策の推進	3-15	1 地盤災害危険度の把握 地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を講じて市民の生命、財産の保全に努める。 （表省略）	<u>地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を講じて市民の生命、財産の保全に努める。</u> （以下採番修正） （表更新）	県計画で「趣旨」の内容なのでリード文へ
			第5 地盤災害防止対策の推進 2 造成地危険防止策の推進	3-15	（記載なし）	<u>（1）市は、大地震が発生した場合に大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土について、住民への情報提供を目的として、大規模盛土造成地分布マップを作成、公表している。</u> <u>（2）危険性のある盛土造成地については、宅地耐震化推進事業に基づき、耐震性向上を目的として宅地スクリーニング調査を進める。</u>	大規模盛土について加筆
			第5 地盤災害防止対策の推進 3 地盤沈下等防止対策等の推進	3-15	広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による被害を増大させる可能性があるとともに、地盤沈下による建築物、土木建造物の耐震性劣化の可能性が指摘されている。地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因に考えられていることから、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例等により、地下水の過剰揚水を規制する。	広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物の耐震性劣化の可能性が指摘されている。地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げが主な原因に考えられていることから、茨城県地下水の採取の適正化に関する条例等により、 <u>県と連携して</u> 地下水の過剰揚水を規制する。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第6 危険物等施設の安全確保の推進	3-15	（記載なし）	<u>地震による火災とそれに伴う死傷者を最小限にとどめるためには、過去の震災の教訓を踏まえ、危険物等の取扱施設の現況を把握し、法令遵守の徹底を図る必要がある。</u> <u>危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市及び県は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行なう。</u> <u>また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、訓練、啓発等の実施励行により、防災意識の高揚を図る。</u>	
			第6 危険物等施設の安全確保の推進 1 石油類等危険物施設の予防対策	3-16	（2）大規模タンクの耐震化 （前半省略）既設タンクについては、常時地盤測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立に努める。 （3）保安確保の指導 危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法について、危険物関係法令上必要がある場合は、事業所の管理者に対し、必要な助言又は指導を常総広域消防本部が実施する。	（2）大規模タンクの耐震化 （前半省略）既設タンクについては、常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立に努める。 （3）保安確保の指導 常総広域消防本部は、 <u>危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法について、危険物関係法令上必要がある場合は、事業所の管理者に対し、必要な助言又は指導を実施する。</u>	
			第7 文化財等の保護の推進	3-16	（記載なし）	<u>市及び文化財の管理者は、災害に備えて防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。</u>	
			第7 文化財等の保護の推進 2 防災設備の整備	3-16	文化財の倒壊や火災による焼失、損壊等に備え、必要に応じて、自動消火装置や倒壊防止対策を進める。	<u>文化財の倒壊や火災による焼失、損壊等に備え、必要に応じて、自動消火装置や倒壊防止対策を進める。また、見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。</u>	
			第8 事前復興対策の実施	3-17	（記載なし）	<u>災害復興においては、震災発生後の限られた期間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政手続き、人材確保、情報収集等の膨大な作業を処理するため、手続きの流れや人材の確保等事前対応が可能な事項については、復興事前対策として実施しておくことが必要である。</u>	
			第8 事前復興対策の実施 2 復興基礎データの整備	3-17	事前復興対策の一貫として、データ（測量図面、建築物現況、土地の権利関係等）を整備し、データベース化を推進する。	<u>市は、国土調査法に基づく地籍調査を実施する。調査結果は、事前復興対策の一貫として、電子データ（測量図面）として整備し、データベース化を推進する。なおその電子データを基に、建築物台帳、土地課税台帳等のデータを整備し、データベース化を推進する。</u>	市で実施している地籍調査と関連付け +防災会議委員意見
		3	第1 緊急輸送手段の確保	3-18	地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消火活動や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。	地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生直後の消火活動や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。	
			第1 緊急輸送手段の確保 1 緊急輸送道路ネットワークの整備	3-18	1）緊急輸送道路ネットワークの確保 広域的な災害応急対策を実施するために（後省略） ④ 市緊急輸送道路ネットワーク 第1次、第2次及び第3次緊急輸送道路を補完し、市の避難所等までを接続する道路 ●「守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図」（資料編：地―03―004） （2）防災拠点 ③ Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関等）	（1）緊急輸送道路ネットワークの確保 <u>県や他市町村からの支援を想定した広域的な災害応急対策を実施するために（後省略）</u> ④ 市緊急輸送道路ネットワーク 第1次、第2次及び第3次緊急輸送道路を補完し、 <u>避難所等市の防災拠点までを接続する道路</u> ●「 <u>守谷市防災拠点等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図</u> 」（資料編：地―03―004） （2）防災拠点 ③ Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関、 <u>市の防災拠点等</u> ）	避難所等を「市の防災拠点」と位置づけ

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第1 緊急輸送手段の確保 2 緊急車両の確保、緊急道路支援機材・輸送車両等の確保	3-19	災害時に被災した道路の障害物を除去するには、市が保有する車両のみでは不足すると想定されるため（後半省略）	被災した道路の障害物を除去するには、市が保有する車両のみでは不足すると想定されるため（後半省略）	
			第1 緊急輸送手段の確保 3 緊急通行車両の事前の届出	3-19	（記載なし） （（1）～（4）省略）	●「緊急通行（輸送）車両の確認申出要領（災害発生前）」（資料編：地―03―006） （以下（1）～（4）削除）	事務手続きの内容となるので、資料編へ移動
			第1 緊急輸送手段の確保 5 ヘリポートの指定・整備	3-19	災害応急用ヘリコプター離着陸場	ヘリコプター臨時離着陸場	
			第2 消防、救急・救助活動の強化 1 出火予防	3-19	（1）一般火気器具からの出火防止 地震時における出火原因として最も多いものがガスコンロ、ストーブ等の一般火気器具であるため、市は守谷消防署と協力して、地震時における一般火気器具に関する防災教育を積極的に推進する。 （2）化学薬品からの出火防止 災害時における出火原因として一般火気器具に次いで多いものが引火性の化学薬品であるため、市は守谷消防署と協力して、引火性の化学薬品は出火元となる火気器具等から離れた場所に保管し、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう指導する。 （3）（省略） （4）住宅の防火対策 住宅火災防止のため、火災防止安全装置機器及び初期消火に備えるため消火器の設置を推奨し、その普及促進を図る。	（1）電気器具からの出火防止 地震時における出火原因として最も多いものが電気器具であるため、市は守谷消防署と協力して、地震時における電気器具に関する防災教育を積極的に推進する。 （2）化学薬品からの出火防止 市は守谷消防署と協力して、引火性の化学薬品は出火元となる火気器具等から離れた場所に保管し、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図るよう指導する。 （3）（省略） （4）住宅の防火対策 住宅火災防止のため、安全調理器具・安全暖房器具の使用、住宅用火災警報器及び初期消火に備えるため消火器の設置を推奨し、その普及促進を図る。	
			第2 消防、救急・救助活動の強化 4 自主防災組織等の消火力・救助力の強化	3-20	（1）初期消火力の強化 （記載なし） （①～③省略） （2）救助力の強化 市及び守谷消防署は、救助力の強化のため、自主防災組織を中心とした建築物の倒壊現場からの救助を想定した訓練に対し、指導・助言にあたる。この際、訓練上の安全管理について十分配慮する。	（1）初期消火力の強化 自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。 （2）救助力の強化 ① 救出資機材の備蓄 自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出等に役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプ等の救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。また、市及び県は、こうした地域の取組を支援する。 ② 救助訓練 自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。 救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。	県計画に準じて修正
			第3 医療・救護活動の整備	3-21	震災発生時には、医療救護需要が増大し、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求される。	震災発生時には、広域的に医療救護需要が増大することが想定される。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第3 医療・救護活動の整備 1 初期医療体制の整備	3-21	（3）救護所の整備 多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の処置に混乱が予想される場合、市は医療活動を円滑かつ的確に実施するため、救護所を開設し、対応体制を整える。 また、救護所を開設する施設等をあらかじめ調査し、把握しておく。	（3）救護所の整備 多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の処置に混乱が予想される場合、市は医療活動を円滑かつ的確に実施するため、 <u>負傷者の発生状況及び医療機関の被災状況に応じて救護所を開設し、対応体制を整える。</u> 救護所は、市内の医療機関及び指定避難所を候補施設とし、 <u>施設等の耐震性や人的・物的資源の状況等をあらかじめ調査し、把握しておく。</u>	救護所候補施設について加筆
			第3 医療・救護活動の整備 2 後方医療体制の整備	3-21	取手市医師会が派遣する医療救護班では困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として、次の後方支援体制の整備を図る。 （1）後方医療体制の整備 救護所で対応が困難な重症患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や市内の拠点となる民間病院等への要請等、後方医療体制について関係機関と調整を図り、体制の整備に努める。 （2）傷病者の搬送体制の整備 また、道路損壊等による交通途絶や一刻を争う緊急搬送を要する事態等に備え、県及び自衛隊のヘリコプター等を活用するため、ヘリコプター離着陸場を確保するとともに関係機関等との連絡体制の整備に努める。	医療救護班では <u>対応困難な、高度医療や緊急搬送等を必要とする重症患者等</u> への対応として、次の後方支援体制の整備を図る。 （1）後方医療体制の整備 県指定の医療活動拠点や市内の拠点となる民間病院等への要請等、後方医療体制について関係機関と調整を図り、体制の整備に努める。 （2）傷病者の搬送体制の整備 また、道路損壊等による交通途絶や一刻を争う緊急搬送を要する事態等に備え、県及び自衛隊のヘリコプター等を活用するため、ヘリコプター離着陸場を確保するとともに関係機関等との連絡体制の整備に努める。 <u>●「守谷市防災施設等配置図」（資料編：地―03―003）</u>	離着陸場は第1でも記載 資料編参照について追加 （第1と同じ）
			第3 医療・救護活動の整備 3 医薬品、医療用品等の確保	3-23	震災直後においては、外科的治療に用いられる医療品等の需要が増大するため、震災時に必要な医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、県を含む防災関係機関と連携を図る。 （1）茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、震災初期における人命救助に万全を期するため、茨城県医薬品卸業組合に委託し、医薬品等を確保、備蓄（流通備蓄）する。 また、竜ヶ崎保健所に依頼し所要量を確保する。	震災時には、外科的治療に用いられる医療品等の需要が増大するため、必要な医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、県を含む防災関係機関と連携を図る。 （1）茨城県災害用医薬品等確保対策要綱により、震災初期における人命救助に万全を期するため、茨城県医薬品卸業組合に委託し、医薬品等を確保、備蓄（流通備蓄）する。 また、竜ヶ崎保健所に依頼し所要量を確保する。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第4 被災者支援のための備え	3-22	食糧 その際、効率的な運営を行うための避難所の設置・運営マニュアルを整備する。 ・ 県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他の関係機関との連携が機能しない事態が想定されるため、遠方の市町村等との広域連携体制の整備に努める。 ・ 災害発生後迅速な対応を図るとともに、多様な災害にも的確に対応するため、食糧等の備蓄品は集中管理するとともに、その他の備蓄品等は各地区の防災拠点施設で保管する。 ・ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、季節に適合し、被災者の実状を考慮した物資の調達・確保を行うものとする。 ・ 事業所等においては、来客の安全確保、管理する施設の耐震性・耐火性の強化及び収容物等の転落防止等に取り組み、従業員等の安全確保に努める必要がある。さらに、防災訓練の実施や資機材の備蓄により災害等に備えることに努める。この際、高齢者や障がい者のほか、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び外国人、従業員等についての対応も考慮する。 ・ 県南総合防災センターは、生活救援物資及び備蓄品の迅速な供給が図れるよう努めるものとする。	食料 (削除)	県計画に準じて修正 リード文の具体的な施策については各項へ移動 県計画に合わせて「食糧」→「食料」とする 以下同様
			第4 被災者支援のための備え 1 避難所、避難場所の整備	3-22	(1) 指定避難所、指定緊急避難場所 ① 指定避難所、指定緊急避難場所の指定市における指定避難所と指定緊急避難場所は兼ねて指定しており、あらかじめ市民への周知徹底を図る。 「指定避難所一覧」(表省略) ② 耐震性の確保 指定避難所の施設で、昭和56年度以前に建築された建築物については、耐震診断を実施して必要に応じて耐震補強や改築に努めるものとする。	(1) 指定避難所、指定緊急避難場所 ① 指定避難所、指定緊急避難場所の指定市における指定避難所と指定緊急避難場所は兼ねて指定している。 <u>市は、守谷市防災ハザードマップの配布等により、あらかじめ市民への周知徹底を図る。</u> ●「 <u>守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図</u> 」(資料編：地―03―004) ●「 <u>守谷市防災施設等（避難所、避難場所）一覧</u> 」(資料編：地―03―007) (表削除) (②削除、以下採番修正)	一覧は資料編へ移動
				3-23	(記載なし) (表省略)	(2) 福祉避難所 <u>指定避難所へ避難した要配慮者のうち、一般避難スペースでは生活に順応することが難しい要配慮者のため、市はこれまでに民間施設と協定を結び、福祉避難所として必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備している。</u>	福祉避難所は非公開だが、 内閣府ガイドラインに準じて記載 +防災会議委員意見

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
				3-23	（２）その他の避難所等 （表省略） （３）避難場所 ① 避難場所の指定 市は、被災者が火災やその他の危険から保護する場所である避難場所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。 （４）避難行動要支援者に配慮した避難所の整備 自己の生命・身体を守るための対応力が不十分な障がい者、傷病者、高齢者のほか、乳幼児や妊産婦、日本語を解さない外国人等の要配慮者のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者）に配慮した福祉避難所の確保に努めるとともに、適切な避難支援等（避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するため、避難支援等関係者（取手警察署、守谷消防署、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会、守谷市消防団、その他市長が認める団体等）の協力を得ながら、平時から避難誘導體制の整備、訓練の実施に努める。	（３）その他の避難所等 （表削除） （４）避難場所 ① 避難場所の指定 市は、被災者が火災やその他の危険から避難する場所である避難場所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。 （表削除） （５）避難所の備蓄物資及び設備の整備 <u>市は、指定避難所の防災倉庫に、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。</u> <u>備蓄すべき主なものは、次のとおりである。</u> ① 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む） ② 生活必需品 ③ ラジオ、テレビ ④ 通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を含む） ⑤ 放送設備 ⑥ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む） ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料 ⑧ 給水用機材 ⑨ 救護所及び医療資機材（常備薬含む。） ⑩ 災害用トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ ⑪ マット、段ボールベッド、パーティションテント ⑫ 工具類 <u>また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。</u>	一覧は資料編へ移動 一覧は資料編へ移動 「避難行動要支援者」は避難所入所後は「要配慮者」としてケアされるので、ここは削除
				3-23	（記載なし）	（６）避難所の運営体制の整備 <u>市は、市民に対し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u> <u>市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を進めるとともに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u>	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第4 被災者支援のための備え 2 食糧等・飲料水・生活必需品の供給体制の整備	3-24	基本的な考え方として、「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本であり、市民、事業所においても最低3 日（推奨1 週間）分の食糧等を備え、日用品は必要程度買い置きしておくことを原則として、これを推進していく。また、「自らの地域はみんなで守る」という共助の立場から自主防災組織をはじめとした地域での「自助」・「共助」の考え方を基本とした助け合いの心を高めていくように努める。 市における備蓄（以下「公的備蓄」という。）及び調達は、「自助」・「共助」で賄われる個人（家庭内）備蓄物資を補完する目的で行われ、家屋の倒壊等による避難者等に対し一定量の食糧等の備蓄を行うものとする。また、事業者及び他自治体と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下あらかじめ事業者と協定を締結し災害時供給される物資のことを「流通備蓄」といい、あらかじめ協定を締結した他自治体から供給される物資のことを「救援物資」という。）を速やかに調達できる体制を整えるように努める。 また、阪神淡路大震災及び東日本大震災における教訓及び首都直下地震の想定から、輸送経路・上水道の寸断、首都の救出優先により、物流は機能せず食糧・飲料水等は不足することが想定される。このため災害発生後3 日間は、被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、最低でも3 日間の備蓄を必要とする。	（削除）	各項記載の内容と重複するので削除
				3-24	（1）食糧・飲料水の備蓄 食糧 ①公的備蓄 ア 市が備蓄する食糧は、1 日3 食として備蓄日数は3 日分とする。また、乳幼児のミルク、離乳食はそれぞれ人口比1％、高齢者については、人口比6.5％として柔らかいものを用意する。 ③ 事業所内備蓄 事業所等においても、食糧・飲料水の備蓄は最低3 日（推奨1 週間）分を推奨する。 ⑤ 災害対策用備蓄 災害対応が長期間に及ぶことを考慮し、市職員等が円滑かつ的確に災害対応に従事することができるようにするため、個人備蓄として4 日以上を市役所内に確保することとし、災害対策用備蓄として3 日分を確保することにより、合計1 週間程度の活動ができる態勢とする。	（1）食料・飲料水の備蓄 食料 ①公的備蓄 ア 市は、当日を含む3 日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。 また、市において十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。 なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や、アレルギー対策、感染症対策等を考慮するものとする。 ③ 事業所内備蓄 事業所等においても、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておけるよう、食料・飲料水の備蓄は最低3 日（推奨1週間）分を推奨する。 ⑤ 災害対策用備蓄 災害対応が長期間に及ぶことを考慮し、市職員等が円滑かつ的確に災害対応に従事することができるようにするため、個人備蓄として4 日以上を市役所内に確保することとする。さらに、市において災害対策用備蓄として3 日分を確保することにより、合計1週間程度の活動ができる態勢とする。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
				3-25	（２）生活必需品の備蓄 ① 公的備蓄 市が備蓄する生活必需品は、阪神淡路大震災及び東日本大震災における教訓を生かし、避難所生活者の1.2 倍及び帰宅困難者分を備蓄するとともに、その他生活必需品を備蓄する。 ② 個人（家庭内）備蓄 市民に対し、防災の手引き、パンフレット、防災ガイド、防災教育等を通じて、非常持出品を用意しておくよう広く周知する。また、幼児、高齢者がいる家庭においては、実状及び季節に応じた品目を備蓄・用意するよう啓発する。 （３）供給体制の整備 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、一箇所に救援物資及び国等のプッシュ型支援物資が大量に届けられ、受入れ保管及び仕分けの能力を超えたため、保管救援物資に比し狭い物流拠点に山積みになり末端までの配送が困難になった。このことから、物流拠点・備蓄倉庫の確保と物流システムの構築・運用は、公的備蓄、流通備蓄、救援物資を有機的に市民に届けるために必要である。 ① 備蓄倉庫 ア 守谷市備蓄倉庫を設置し、倉庫内に公的備蓄と災害対策用備蓄を行う。	（２）生活必需品の備蓄 ① 公的備蓄 市が備蓄する生活必需品は、<u>過去の災害</u>における教訓を生かし、<u>想定される避難所生活者及び帰宅困難者分を備蓄する</u>とともに、その他生活必需品を備蓄する。 ② 個人（家庭内）備蓄 市民に対し、<u>守谷市防災ガイド</u>、防災教育等を通じて、非常持出品を用意しておくよう広く周知する。また、幼児、高齢者がいる家庭においては、実状及び季節に応じた品目、<u>特に常備薬</u>を備蓄・用意するよう啓発する。 （３）供給体制の整備 公的備蓄、流通備蓄、救援物資を<u>確実に</u>市民に届けるため、<u>物流拠点・備蓄倉庫の確保と物流体制の整備を進める。</u> ① 備蓄倉庫 ア 守谷市備蓄倉庫を<u>整備</u>し、公的備蓄と災害対策用備蓄を行う。	
			第４ 被災者支援のための備え ３ 応急給水・水道施設等の応急復旧体制の整備	3-26	（１）市の体制の整備 ① 飲料水・生活用水の応急給水体制の整備 上水道配水池への備蓄と災害時応援協定の締結により確保された飲料水を、市民に対し応急給水活動を行うため、上下水道事務所に備えてある給水タンクで避難所の給水活動を支援する。 また、生活用水確保のため、市内に設置している防災井戸（手押し式13箇所、電動ポンプ式12箇所）合計25箇所の点検を行い災害時に備える。 （２）応急給水・水道施設等の応急復旧活動の準備 ① 事前の準備 災害発生に備えて、あらかじめ下記の事項を含む応急給水・応急復旧計画を作成する。 また、計画は、市職員に周知徹底するとともに、訓練を実施する。なお、水道施設の状況変化に応じ随時見直すものとする。 ② 応急給水・水道施設等の応急復旧計画に記載する事項状況に合わせ、必要事項を記載する。 ア 緊急時の指揮系統、給水拠点、水道施設の位置図、道路の図面の保管場所（同一図面の複数箇所への保管を含む。）、連絡に必要な手順等（以下採番修正）	（１）市の体制の整備 ① 飲料水・生活用水の応急給水体制の整備 <u>避難所において応急給水活動を行うための飲料水は、上水道配水池への備蓄と災害時応援協定の締結により確保する。</u> また、生活用水確保のため、市内に設置している防災井戸（手押し式14箇所、電動ポンプ式12箇所）合計26箇所の点検を行い災害時に備える。 （２）応急給水・水道施設等の応急復旧活動の準備 災害発生に備えて、あらかじめ下記の事項を含む応急給水・応急復旧計画を作成する。 また、計画は、市職員に周知徹底するとともに、訓練を実施する。 なお、<u>計画は、水道施設の状況変化に応じ随時見直すものとする。</u> ① <u>緊急時の指揮系統、給水拠点、水道施設の位置図、道路の図面の保管場所（同一図面の複数箇所への保管を含む。）、連絡に必要な手順等</u>（以下採番修正）	予防計画の書き方に修正 +防災会議委員意見
							①は（２）のタイトルと重複するので削除

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第5 要配慮者の安全確保のための備え	3-26	第5 避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え 近年の災害事例において、要配慮者、特に避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いことから、特別に配慮した避難等の行動支援を積極的に推進する。 また、防災の基本である「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域での話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人、地域で守る」を基本とし、地域の様々な人と人とのつながりにより、平時、震災発生時を通じた支援体制づくりを推進していくことが必要となる。 （表省略）	第5 要配慮者の安全確保のための備え 近年の災害事例において、要配慮者（災害時に自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）が被害を受ける場合が多いことから、特別に配慮した避難等の行動支援を積極的に推進する。 また、防災の基本である「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域での話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要である。要配慮者の安全確保のためには「地域の人、地域で守る」を基本とし、地域の様々な人と人とのつながりにより、平時、震災発生時を通じた支援体制づくりを推進していくことが必要となる。 （表更新） （以下1 避難行動要支援者等について（1）～（4）削除）	ここで要配慮者と避難行動要支援者を併記する必要はないので修正 以下、県計画に準じて修正 用語の定義だけなので、避難行動要支援者の項へ移動
			第5 要配慮者の安全確保のための備え 1 社会福祉施設等の安全体制の確保	3-27	（1）防災体制の確立 震災時 （2）緊急応援連絡体制の整備 MC A陸上移動通信システム （3）施設の安全性の確保 食糧	（1）防災体制の確立 災害 （2）緊急応援連絡体制の整備 無線通信システム （3）施設の安全性の確保 食料	
			第5 要配慮者の安全確保のための備え 2 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保	3-27	（2）避難行動要支援者の範囲 避難行動要支援者の範囲は、次に挙げるものとする。 ① 介護保険法に規定する要介護認定を受けている者で、要介護3～5に該当する者② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもので級別が、1級又は2級に該当する者 ③ 茨城県療育手帳制度運営要領の規定により療育手帳の交付を受けているもので、障がいの程度が㉠（最重度）又はA（重度）に該当する者 ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので障害等級が1級又は2級に該当する者 ⑤ 介護保険法に規定する要介護認定を受けているもので、要介護1又は要介護2のものであって認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ以上の者 ⑥ その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者	（1）避難行動要支援者の範囲 避難行動要支援者の範囲は、次に挙げるものとする。 ① 介護保険法に規定する要介護認定を受けている者で、要介護3～5に該当する者 ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもので級別が、1級又は2級に該当する者 ③ 茨城県療育手帳制度運営要領の規定により療育手帳の交付を受けているもので、障がいの程度が㉠（最重度）又はA（重度）に該当する者 ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので障害等級が1級又は2級に該当する者 ⑤ 介護保険法に規定する要介護認定を受けているもので、要介護1又は要介護2のものであって認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ以上の者 ⑥ その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者	通常、避難行動要支援者は在宅の要配慮者のうち、条件に該当する者となるので修正

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
				3-28	（１）避難行動要支援者の把握 市は、避難行動要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うため、対象者を網羅した、「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成し、情報の取扱いには十分に注意するとともに、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、「個別避難計画」の策定に努める。 また、避難支援等関係者は、日常からの近所付き合いやコミュニケーション等を通して避難行動要支援者の情報把握に努める。	（２）避難行動要支援者の把握（以下採番修正） 市は、避難行動要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うため、対象者を網羅した、「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成し、情報の取扱いには十分に注意するとともに、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、「個別避難計画」の策定に努める。 <u>個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> また、避難支援等関係者は、日常からの近所付き合いやコミュニケーション等を通して避難行動要支援者の情報把握に努める。 <u>なお、避難支援関係者は、取手警察署、守谷消防署、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会、守谷市消防団、その他市長が認める団体等とする。</u> <u>市は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	
				3-29	（３）避難行動要支援者への緊急通報等 市は、地震の発生又は発生が予測されるときは、広報車、守谷メールサービス「メールもりや」、ホームページの活用及びX（旧ツイッター）等様々な広報手段により、避難準備情報（要支援者避難情報）等の緊急情報を市民に提供する。 また、発令された避難準備情報（要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた市民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。 【情報伝達手段】 ①～③ 略 ④ X（旧ツイッター）の活用 ⑤ 略	（４）避難行動要支援者への緊急通報等 市は、広報車、守谷メールサービス「メールもりや」、ホームページの活用及びSNS等様々な広報手段により、<u>高齢者等避難、避難指示</u>等の避難情報を市民に<u>伝達</u>する。 また、発令された避難情報が市民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。 【情報伝達手段】 ①～③ 略 ④ SNSの活用 ⑤ 略	地震は予測できないので予防計画の書き方に修正
			第5 要配慮者の安全確保のための備え 4 要配慮者の安全確保	3-30	（３）避難場所・避難所等に関する啓発活動 震災時、避難する避難所、避難場所を理解し、平時から避難方法等を考えることができるように、避難場所・避難所、避難方法等について、市広報紙、市ホームページ等でPR等を行い啓発に努める。	（３）避難場所・避難所等に関する啓発活動 避難所、避難場所それぞれの機能と役割を理解し、平時から避難方法等を考えることができるように、避難場所・避難所、避難方法等について、市広報紙、市ホームページ等でPR等を行い啓発に努める。	
			第6 帰宅困難者の安全確保のための備え	3-30	災害時には通勤や通学、出張、買い物、旅行等の理由などで、一時的に市内にとどまることを余儀なくされる帰宅困難者が発生することが予想され、これによる混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、市は、これらの帰宅困難者に対し関係する防災関係機関、事業所等と連携して各種対策を講ずる。	災害時には通勤や通学、出張、買い物、旅行等の理由などで、一時的に市内にとどまることを余儀なくされる帰宅困難者が発生することが<u>予想される</u>。これによる混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、市は、これらの帰宅困難者に対し関係する防災関係機関、事業所等と連携して各種対策を講ずる。	
			第6 帰宅困難者の安全確保のための備え 1 事前対策の普及啓発	3-31	食糧	<u>食料</u>	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第6 帰宅困難者の安全確保のための備え 3 事業所等の備え	3-31	（1）環境の整備 （前半省略）ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。 （2）事業継続計画及び帰宅困難者マニュアル また、具体的行動基準を定めた「帰宅困難者事業所避難行動マニュアル」の策定も合わせて促進する。	（1）環境の整備 （前半省略）ガラスの飛散防止などの被害防止対策を講じるとともに、 <u>飲料水や食料の備蓄を進め</u> 、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。 （2）事業継続計画及び帰宅困難者マニュアル また、具体的行動基準を定めた「帰宅困難者事業所避難行動マニュアル」の策定も併せて促進する。	
			第6 帰宅困難者の安全確保のための備え 5 各学校の備え	3-31	学校における児童・生徒が帰宅できないケースは、当事者が通学により帰宅困難となる場合と、保護者等の家族が帰宅困難者となる場合がある。 また、学校の防災マニュアルに、あらかじめ帰宅困難者の具体的行動基準を定め、当該児童・生徒に周知・徹底しておく。 （1）交通事業者との連携 （前半省略）学校への避難等を促す支援を依頼する等、日頃からの連携に努める。 （3）飲料水・食糧等備蓄 各学校は、帰宅困難者の飲料水・食糧・生活必需品の確保のため備蓄を行う。	学校において児童・生徒が帰宅できないケースは、 <u>通学する児童・生徒が</u> 帰宅困難となる場合と、保護者等の家族が <u>外出先で</u> 帰宅困難者となる場合がある。 各学校は、防災マニュアルに、 <u>災害時の児童・生徒引き渡し及び校内保護の</u> 具体的行動基準を定め、当該児童・生徒 <u>及び保護者に</u> 周知・徹底しておく。 （1）交通事業者との連携 （前半省略）学校 <u>での安全確保</u> を促す支援を依頼する等、日頃からの連携に努める。 （3）飲料水・ <u>食料等</u> 備蓄 各学校は、 <u>校内で保護する児童・生徒の</u> 飲料水・ <u>食料</u> ・生活必需品の確保のため備蓄を行う。	
			第6 帰宅困難者の安全確保のための備え 6 駅等交通施設における備え	3-32	市は、交通事業者等に対して施設の安全対策を推進するよう要請するとともに、帰宅途中の人々の安全を考慮した混乱防止のための対策をとるよう要請する。また、市は、新守谷駅における帰宅困難者は御所ヶ丘中学校、守谷駅における帰宅困難者は守谷中学校、南守谷駅における帰宅困難者は愛宕中学校の各指定避難所で支援を行うこととし、交通事業者等は駅等の利用者に対して周知し、誘導を図ることとする。	市は、交通事業者等に対して施設の安全対策、 <u>及び</u> 帰宅途中の人々の安全を考慮した混乱防止のための対策 <u>推進を</u> 要請する。	この部分は応急対策へ移動
			第8 廃棄物・汚水処理への備え	3-33	このため、災害時の円滑な災害応急対策活動、環境問題への貢献、適正な市の財政及び被災市民の健康管理のため、廃棄物・汚水処理を適切に行うための備えに万全を期さねばならない。	このため、災害時の円滑な災害応急対策活動、環境問題への貢献、適正な市の財政及び被災市民の健康管理のため、廃棄物・汚水処理を適切に行うための備えに万全を期す。	
			第8 廃棄物・汚水処理への備え 1 廃棄物処理への備え	3-33	（1）災害廃棄物処理計画の策定と仮置場の設定 （前半省略）この際、県が示す仮置き場選定条件（「市町村災害廃棄物処理計画策定指針」29.2）に合致する守谷浄化センター敷地内に災害時廃棄物仮置場を設定する。	（1）災害廃棄物処理計画の策定と仮置場候補地の設定 （前半省略）この際、県が示す仮置き場選定条件（「市町村災害廃棄物処理計画策定指針」29.2）に合致する守谷浄化センター敷地内を災害廃棄物仮置場候補地として選定している。 <u>仮置場は、アクセス道路の被災等により利用に支障が生じることも想定されるため、候補地は公有地を中心に複数箇所の選定に努めるものとする。</u>	浄化センター敷地はハザードマップで浸水想定区域内にあるため、決定ではなく候補地として複数箇所選定するものとした
			第8 廃棄物・汚水処理への備え 1 廃棄物処理への備え	3-33	（2）災害時応援協定の締結 市は、災害発生時当初、可能な限り早期に廃棄物処理活動を円滑に行うため、守谷市廃棄物収集業者等と応援協定の締結を進めるとともに、県、茨城県産業廃棄物協会、茨城県清掃協会等に応援を要請できるよう、定期的に連絡体制を確認し連携を図る。	（2）災害時応援協定の締結 市は、災害発生時当初、可能な限り早期に廃棄物処理活動を円滑に行うため、守谷市廃棄物収集業者等と応援協定の締結を進めるとともに、県、茨城県産業資源環境協会、茨城県清掃協議会等に応援を要請できるよう、定期的に連絡体制を確認し連携を図る。	防災会議委員意見
			第8 廃棄物・汚水処理への備え 2 汚水処理への備え	3-33	（1）指定避難所への仮設トイレ設置と場所の指定 （記載なし）	（1）指定避難所への仮設トイレ設置と場所の指定 また、災害時に使用することが可能なマンホールトイレ※の使用・ <u>備蓄について検討を進める。</u> <u>※災害時にマンホールの上に簡易的なトイレ設備を設置し、迅速にトイレ機能を保持する仕組みで、災害トイレ、防災トイレなどと呼ばれることもある。</u>	マンホールトイレについて加筆 （公共下水道事業経営戦略から）

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
		4	第1 防災教育	3-35	（前半省略）このため、市は、県や防災関係機関とともに、防災教育活動（公助）を推進するものとする。 また、防災対策要員（職員）は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身に付けられるよう防災教育・訓練に務めるものとする。 （表省略）	（前半省略）市は、 <u>これら自助と共助の取組を支援するため、県や防災関係機関とともに、防災教育活動（公助）を推進するものとする。</u> また、 <u>市職員は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があるため、地震災害とその対策に関する知識と高い意識を身に付けられるよう防災教育・訓練に務めるものとする。</u> （表更新）	「防災対策要員」の表記は本項だけで、災対本部設置時には全職員が防災対策要員であるため、「市職員」で統一
			第1 防災教育 1 市職員に対する防災教育	3-35	1 防災対策要員（職員）に対する防災教育 （1）応急対策活動に関する知識の習得 被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員（職員）は、本計画及び「守谷市災害時初動対応マニュアル」及び「守谷市災害時行動マニュアル」の内容、運用等について熟知し、十分な災害対策活動ができるように努める。	1 市職員に対する防災教育 （1）応急対策活動に関する知識の習得 市職員は、本計画及び「守谷市災害時初動対応マニュアル」及び「守谷市災害時行動マニュアル」の内容、運用等について熟知し、十分な災害対策活動ができるように努める。	
			第1 防災教育 2 市民に対する防災教育	3-35	市民一人ひとりが平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、初期消火、近隣の負傷者を救助するなど、共助に努めることが求められるため、自主防災意識の普及、啓発を図るよう努める。 （1）普及・啓発すべき内容 ① 「自助」「共助」の推進 ア 最低3日（推奨1週間）分に相当する食糧及び飲料水等の備蓄 イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 家具等の転倒防止、配置等見直し、ブロック塀の生垣への変更についても合わせて推進する。 （記載なし）	市民一人ひとりが平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、 <u>発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</u> <u>また、災害時には初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの防災活動が求められるため、市は、自主防災意識の普及、啓発を図るよう努める。</u> （1）普及・啓発すべき内容 ① 「自助」「共助」の推進 ア 最低3日（推奨1週間）分に相当する <u>食料</u> 及び飲料水等の備蓄 イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 家具等の転倒防止、配置等見直し、ブロック塀の生垣への変更についても併せて推進する。 <u>オ ペット避難所の活用</u> <u>ペット同行避難が円滑に実施できるよう、災害時にはペット避難所が開設されることを飼い主に周知するとともに、ペット避難所マニュアルの普及・啓発を図る。</u>	
			第1 防災教育 3 園児・児童・生徒に対する防災教育	3-36	（1）発達段階に応じた防災教育 小学校・中学校・高等学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図る。	（1）発達段階に応じた防災教育 <u>保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校においては、園児・児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図る。</u>	防災会議委員意見
			第2 防災訓練	3-36	また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。この際、より実践的な発災対応型訓練を行うことにより、訓練の結果から得られた課題、検証の結果を踏まえ、次年度へフィードバックし、修正・対応するとともに、マニュアル等の修正、仕組みや対策の具体的な見直しを行う。	この際、より実践的な発災対応型訓練を行うことにより、訓練の結果から得られた課題、検証の結果を踏まえ、修正・対応するとともに、マニュアル等の修正、仕組みや対策の具体的な見直しを行う。 また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	二段落目と三段落目を入れ替え 「フィードバック」と「修正・対応」は同義なので削除
	4	1		4-1			わかりにくい文章は修正 （長文、修飾・副詞の多用等） 応急対策であるため「～が重要である」のような文章はリード文を除いて「～する。～を図る」のように修正

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第1 職員の配備と動員	4-1	迅速、的確に状況を判断して意見具申を実施し決心を促す。職員は、マニュアルどおり速やかに参集し、災害対策本部、作業所等を開設し、各部長、各班長の指揮下に入る。	職員は、 <u>市の震度情報に基づき、マニュアルどおり速やかに参集し、災害対策本部、作業所等を開設し、各部長、各班長の指揮下に入る。</u>	
			第2 災害対策本部等の設置等	4-1	●「 <u>守谷市防災施設等配置地図</u> 」（資料編：地―03―005）	●「 <u>守谷市防災施設等配置地図</u> 」（資料編：地―03―003）	
		2		4-1	災害直後の災害情報及び関係機関からの活動情報は、 <u>応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。</u> このため必要な通信・情報手段を確保し、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、それを的確に分析し活用しなければならない。また、県、関係機関等に対する報告、市民等に対する広報等は、 <u>機を失せず適時・適切に実施する。</u>	<u>被災直後の災害情報及び関係機関からの活動情報は、災害応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。</u> このため必要な通信手段を確保し、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、それを的確に分析し活用しなければならない。また、県、関係機関等に対する報告、市民等に対する広報等は、 <u>時機を失することなく適時・適切に実施する。</u>	
			第1 情報の収集・伝達・報告	4-1	災害時の情報は、全ての基本となるので、その収集・伝達を、迅速・正確・多角的に実施するとともに、 <u>適時・確実に報告を実施する。</u>	災害時の情報は、 <u>応急対策活動の基本となるので、その収集・伝達を、迅速・正確・多角的に実施するとともに、適時・確実に報告を実施する。</u>	「全て」では抽象的なので修正
			第2 被害情報等の収集・集約・分析	4-2	被害情報の収集・集約・分析は、 <u>応急対策を効果的に実施する上で必要不可欠である。</u> このため迅速・正確・多角的に被害情報を収集し、その情報を一元的に活用するため情報集約を実施する。 また、 <u>的確にこれを分析し活用するとともに、適時・適切に報告・報道を実施する。</u> この際、特に72 時間内を重視する。	被害情報は、 <u>迅速かつ的確に収集・集約し、一元的に管理する。</u> また、 <u>的確にこれを分析し活用するとともに、適時・適切に報告を実施する。</u> この際、 <u>生存者救出の可能性が高い72時間内を特に重視する。</u>	「活用するため一元的に管理」するので修正 一般に水なしで3日を過ぎると救出率が低下するとされているので追記 報道については第4の広報活動での記載として削除
			第3 通信手段の確保	4-2	発災時において、通信・情報手段の確保、速やかな予備手段への移行は、 <u>適時・的確な指揮のために重要である。</u> このため現状を的確に把握し、迅速に対処するとともに、 <u>確実な運用に留意する。</u>	発災時、 <u>的確な指揮のため通信手段を確保し、障害発生時においては速やかに予備手段へ移行する。</u> このため被災状況を的確に把握し、迅速に対処するとともに、 <u>情報・通信機器の確実な運用に留意する。</u>	
			第4 広報活動	4-2	発災時、情報不足による混乱等の発生を防止し、安定した秩序を早期に回復させるため、あらゆる手段（HP、SNS、エリアメール、防災情報伝達機器、広報紙、TV、ラジオ、新聞、広報車等）を講じて適時正確な情報を市民、報道機関に提供する。この際 <u>確実に提供されているかの確認にも留意する。</u>	発災時、情報不足による混乱等の発生を防止し、安定した秩序を早期に回復させるため、あらゆる手段（HP、SNS、 <u>緊急速報メール、Morinfo、</u> 広報紙、TV、ラジオ、新聞、広報車等）を講じて適時正確な情報を市民、報道機関に提供する。この際 <u>確実に提供されているかの確認にも留意する。</u>	
		3		4-2	大規模災害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な労力と諸機材等を必要とすることから、市は、市の行政機関だけでは対応が不十分となり、関係機関等への要請が必要と判断した場合、躊躇し時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意するとともに、関係機関等と協力し、円滑な受入れ体制を確保する。	大規模災害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な労力と諸機材等を必要とすることから、市は、市だけでは対応が不十分で、関係機関の応援が必要と判断した場合、 <u>時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。</u> この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意するとともに、関係機関等と協力し、円滑な受入れ体制を確保する。	「判断した場合」なので「躊躇」は不要
			第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	4-2	市独自で災害応急対応活動が不可能で、必要と判断した場合、市長は知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。必要とする災害派遣部隊の編制・装備に <u>応じLO（リエゾン・オフィサー）と良く調整し受け入れ体制を確保する。</u> この際、市の状況を的確に把握・分析し、支援内容を調整する。	市独自で災害応急対策活動が不可能で、必要と判断した場合、市長は知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。必要とする <u>支援及び災害派遣部隊の編制・装備についてはLO（リエゾン・オフィサー）と調整し、受け入れ体制を確保する。</u>	カタカナ表記は「リエゾン」が一般的なので修正

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第2 応援要請・受入体制の確保	4-2	災害が発生した場合において、市の行政機関だけでは対応が不十分であり、市長が必要と判断した場合は、災害対策基本法、各種協定等に基づき、他の機関に応援を要請し、災害応急対応活動等に万全を期する。	災害が発生した場合において、市だけでは対応が不十分であり、市長が必要と判断した場合は、災害対策基本法、各種協定等に基づき、他の機関に応援を要請し、災害応急 <u>対策活動</u> 等に万全を期する。	
			第3 防災関係機関等との連携	4-3	災害が発生した場合において、市の行政機関だけでは対応が不十分であり、要請が必要であると判断した場合、災害対策基本法、各種災害時応援協定等に基づき、応援要請し、早期に市民生活を安定させるため、円滑で安定した災害応急対応活動及び迅速な復旧活動を行う。この際、防災関係機関等との情報共有と意思の疎通に留意する。	災害が発生した場合において、市だけでは対応が不十分であり、 <u>応援</u> が必要であると判断した場合、災害対策基本法、各種災害時応援協定等に基づき、応援要請し、早期に市民生活を安定させるため、円滑で安定した災害応急 <u>対策活動</u> 及び迅速な復旧活動を行う。この際、防災関係機関等との情報共有と意思の疎通に留意する。	
		4		4-3	（表省略）	（表更新）	
			第1 緊急輸送手段の確保	4-3	発災時、緊急輸送需要が急激に増加するため、需要に対応する輸送手段・輸送量の確保に努めなければならない。このため、的確に需要を見積り計画し、応援要請の調整を積極的に実施し、十分な輸送手段を確保する。	発災時、緊急輸送需要が急激に増加するため、需要に対応する輸送手段・輸送量の確保に努める。このため、的確に需要を見積り、 <u>運用計画を策定</u> し、十分な輸送手段を確保する。	
			第2 物流拠点の確保・運用	4-3	発災時、国、県からのプッシュ型支援を有効に活用するためには、物流システムを保有する物流拠点を早期に確保しなくてはならない。このため物流状況の的確な把握と円滑な物流システムの運営に留意する。	発災時、国、県からのプッシュ型支援を有効に活用するために、物流システムを保有する物流拠点を早期に確保する。 <u>物流拠点開設後は、物流の的確な把握と円滑な物流システムの運営に留意する。</u>	
			第3 消火、救急・救助活動 1 消火活動	4-3	災害による火災に対し、初期消火活動と連携し（後半省略）	災害による火災に対し、 <u>消防団による</u> 初期消火活動と連携し（後半省略）	
			第3 消火、救急・救助活動 2 救急・救助活動	4-4	人的被害を極小にするため意志を強く持ち、あらゆる関連機関等と協力し救急・救助活動を実施する。この時72 時間タイムリミットを念頭に置くとともに、関連機関等との意思の疎通、情報共有に留意する。	人的被害を極小にするため、あらゆる関連機関等と協力し救急・救助活動を実施する。 <u>その際、生存者救出の目安となる3日間（72時間）</u> を念頭に置くとともに、関連機関等との意思の疎通、情報共有に留意する。	
			第4 医療救護活動	4-4	（前半省略）発災直後直ちに応急医療体制及び後方支援体制の確立に努め、搬送手段を確保する。	（前半省略）発災後直ちに応急医療体制及び後方 <u>医療機関への搬送</u> 体制の確立に努め、 <u>負傷者の搬送手段</u> を確保する。	被災した側が確立すべきは「後方支援体制」ではなく「後方への搬送体制」なので修正
			第5 対応能力向上活動 1 職員活用計画	4-4	災害時、不足する職員の数と能力を効果的にかつ十分に活用することが重要である。本市において約45%が女性職員であることから、災害時でも後顧の憂いなく働ける環境を整え、男女協働に徹し、市民の安寧のため尽力することが重要である。	災害時、不足する職員の数と能力を把握し、 <u>参集職員を適切に配置</u> する。また、災害時でも <u>平時と同様に職員が働ける環境を整え、男女協働に徹し、市民の安寧のため尽力する</u> 。	特に「45%が女性職員」と記載する必要はないので削除
			第5 対応能力向上活動 2 職員補充計画	4-4	災害時、職員の不足を補完するため、各種支援を受け入れるほか、経験値の高いOB職員を非常時職員として登録し招集するとともに臨時職員を雇用する等は、的確な災害応急対応活動及び早期の復旧のために人材確保手段として有効である。	災害時、職員の不足を補完するため、各種支援を受け入れるほか、 <u>事前に登録している経験値の高いOB職員を非常時職員として招集する。また、必要に応じて臨時職員を雇用する等、的確な災害応急対策活動及び早期の復旧のため、</u> <u>人材確保に努める。</u>	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第5 対応能力向上活動 3 職員動員計画	4-4	3 24 時間勤務体制移行計画 徐々に職員の勤務時間を通常に回復させるとともに、応急対応活動を継続的に行うため早期に24時間勤務体制に移行する。この際業務処理力の維持と迅速な応急対処に留意し、市民の生活安定に寄与する。	3 職員動員計画 <u>発災直後からの応急対策活動を継続的に行うため早期に24時間勤務体制に移行する。この際業務処理力の維持と迅速な応急対処に留意し、市民の生活安定に寄与する。</u>	大規模災害時は、発災直後から必然的に24時間体制になり、その後事態が落ち着くとともに徐々に平常時の勤務体制に移行すると思われるので、「職員動員計画」とした
			第5 対応能力向上活動 4 職員の健康管理及び安全管理	4-4	災害時、十分な力を発揮し市の応急対処・早期の復旧を実施するため、災害時でも後顧の憂いなく働ける環境を整えるよう、職員の家族を含めた安否を確認するとともに、職員を状況に合わせ適正に配置し、健康管理及び安全管理を適切にして職員を確保することが肝要である。	<u>職員が十分な力を発揮し、応急対策活動及び早期の復旧に取り組めるよう、職員の家族を含めた安否を確認するとともに、職員を状況に合わせ適正に配置し、健康管理及び安全管理を適切に行う。</u>	
			第6 財政措置	4-4	正確に災害状況、各部、各班の状況を把握するとともに、国、県、金融機関と密接に連携し、適正に財政措置を講じる。	災害状況、各部、各班の状況を正確に把握するとともに、国、県、金融機関と密接に連携し、適正に財政措置を講じる。	
			第7 燃料確保計画	4-4	災害時の応急対応活動を円滑に実施するため、緊急車両・市役所用車両、非常電源及びボイラー用燃料の確保は必須である。このため平時から事業所等と調整契約し、複数の連絡手段を確保するとともに、計画的な調達・使用及び的確な統制に留意する。	災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、 <u>予め契約した事業所等から緊急車両・市役所用車両、非常電源及びボイラー用燃料を確保する。燃料調達に際しては、複数の連絡手段を確保するとともに、計画的な調達・使用及び的確な統制に留意する。</u>	応急対策の書き方に修正
			第8 二次災害の防止策	4-4	災害時の応急対応活動を実施している時又は避難生活時等において、二次災害発生を防止するため、早期に対策を講じ安全を確保しなくてはならない。この時、関係機関等との連携を重視する。	災害時の応急対策活動を実施している時又は避難生活時等において、 <u>土砂災害や建物の倒壊等の二次災害発生を防止するため、早期に対策を講じ安全を確保する。</u> この時、 <u>県や関係機関等との連携を重視する。</u>	
		5		4-5	（表省略）	（表更新）	
			第3 避難所運営	4-5	被災した市民を早期に安全な避難所に避難させるため、各自治会（防災組織）等と協力し避難所を開設する。この時、安心して避難ができるよう努めるとともに、市民による安定した運営ができるように協力・指導する。	被災した市民を早期に避難させるため、各自治会（防災組織）等と協力し避難所を開設する。 <u>その際、避難所の安全を確認し、安心して避難ができるよう努めるとともに、市民による安定した運営ができるように協力・指導する。</u>	
			第4 避難生活における健康の確保 1 保健師活動	4-5	災害時、保健師活動をもって被災者の健康を維持・管理することは、避難生活で必要不可欠な事項であり、復興を目指し力を維持するための重要な活動である。	災害時、保健師活動をもって被災者の健康の <u>維持・管理を図る。</u>	
			第4 避難生活における健康の確保 2 防疫対策	4-5	災害時、防疫対策を万全に実施し、感染症等の発生を予防し、侵入を防止する。この際、保健所と連携し、計画的な防疫活動と丁寧な環境保全を推進させるとともに、市民に対する広報に留意する。	災害時、防疫対策を万全に実施し、感染症等の発生を予防する。この際、保健所と連携し、計画的な防疫活動と <u>的確な環境保全を推進</u> させるとともに、市民に対する広報に留意する。	
			第4 避難生活における健康の確保 3 食品衛生の確保	4-5	計画を策定する	食品衛生確保計画を策定する	
			第4 避難生活における健康の確保 4 精神保健対策	4-6	災害時、被災者等は被災状況により様々な精神的なダメージも大きく受け、長く強いられる。このため関係機関等と連携し適切なケアに心掛けなければならない。さらに職員についても被災者であり、奉仕者でもあるため、同様なダメージを受けている職員が存在する場合があるため、職員のケアについても留意する。	災害時、被災者等は被災状況により様々な精神的なダメージも大きく受け、 <u>長期にわたりストレスのかかる生活を強いられることから、関係機関等と連携し、被災者の適切なところのケアを心掛ける。</u> さらに、同様なダメージを受けている職員が存在する場合があるため、職員の <u>ところのケア</u> についても留意する。	
		6		4-6	（表省略）	（表更新）	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第1 被災者への広報活動	4-6	発災後、被災者の不安、混乱等を防止するため、市による広報活動は重要な活動の一つである。このため、あらゆる手法において適時適切に実施するとともに、被災者ニーズを正確に把握することが重要である。	発災後、被災者の不安、混乱等を防止するため、市による広報活動を行う。この際、被災者のニーズを正確に把握し、あらゆる手段を用いた適切な広報活動を実施する。	
			第2 生活物資の供給 1 食料等の供給	4-6	1 食糧等の供給 発災時、被害状況を的確に把握し、備蓄食糧等及び国・県からのプッシュ型支援でも、なお不足する食糧等を、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力を調整する。この際、経過する時間とニーズもできる限り考慮する。	1 食料等の供給 発災時、備蓄食料等及び国・県からのプッシュ型支援でも、食料等が不足する場合、被害状況を的確に把握し、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力を調整する。この際、時間の経過によるニーズの変化もできる限り考慮する。	県計画では「食料」に統一しているようなので合わせて修正
			第2 生活物資の供給 2 飲料水の供給	4-6	発災時、被害状況を的確に把握し、備蓄飲料水等及び国・県からのプッシュ型支援があっても、なお不足す飲料水等を、県、近隣市町村、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力を調整する。	発災時、備蓄飲料水等及び国・県からのプッシュ型支援があっても、飲料水等が不足する場合、被害状況を的確に把握し、県、近隣市町村、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力を調整する。	
			第2 生活物資の供給 3 生活必需品の供給	4-7	発災時、的確に所要量を見積り、国・県からのプッシュ型支援があっても、なお不足する生活必需品を、県、近隣市町村、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力・保管力も調整する。	発災時、国・県からのプッシュ型支援があっても、生活必需品が不足する場合、的確に所要量を見積り、県、近隣市町村、災害時応援協定事業者等より確保するとともに、輸送力・物流力・保管力も調整する。	
			第3 要配慮者支援対策 1 要配慮者支援対策	4-7	発災時、各関連機関等と相互に連携を取りつつ必要な措置を適切に実施しなければならない。この際、平時における計画の周知徹底に努めるとともに、発災時の臨機な対応が必要である。	発災時、各関連機関等と相互に連携を取りつつ、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、巡回相談等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図る。	県計画に準じて修正
			第3 要配慮者支援対策 2 要配慮者支援対策（外国人）	4-7	発災時、各関連機関等と相互に連携を取りつつ必要な措置を適切に実施しなければならない。この際、平時からの外国人の状況等を的確に掌握するとともに、発災時の臨機及び親身な対応が重要である。	発災時、各関連機関等と相互に連携を取りつつ、外国人の被災・避難状況等に応じた臨機及び親身な対応を行う。	
			第4 応急教育・保育等対策 1 応急教育対策	4-7	（前半省略）施設の安全を確保し応急教育開始の準備を進め教育の再開に努める。	（前半省略）施設の安全を確保し応急教育開始の準備を進め教育の早期再開に努める。	
			第5 災害ボランティア活動支援	4-7	災害時、多くのボランティアが集まり、大きな力を発揮することが期待できる。このため、各種能力のあるボランティアが被災者のために効果的な活動ができるよう、社会福祉協議会、関係団体等と密接に連携・協力して、積極的に活動を支援する。	災害時、多くのボランティアが集まることで大きな力を発揮することが期待できる。このため、一般ボランティアや専門ボランティアが被災者のために効果的な活動ができるよう、社会福祉協議会、関係団体等と密接に連携・協力して、積極的に活動を支援する。	
			第6 帰宅困難者対策	4-7	発災時、守谷市においては、地域特性上、時間帯により、多数の帰宅困難者が発生する。このため、公共交通機関と連携し対応するとともに、一時避難のため、食糧等・飲料水の備蓄を平時より用意する。この際、適時・的確な情報提供と一斉帰宅の抑制の啓発に努める。	発災時、守谷市においては、地域特性上、時間帯により、多数の帰宅困難者の発生が想定される。このため、公共交通機関と連携し、一時滞在場所を確保し、必要に応じて食料・飲料水等を提供する。この際、適時・的確な情報提供と一斉帰宅の抑制に努める。	
		8	第2 ライフライン施設の応急復旧	4-8	ライフライン施設は市民生活の動脈であるため、市は被災状況を的確に把握し、迅速に担任する復旧計画を作成し復旧作業にとりかかり、早期の復旧を目指さなければならない。この時、復旧状況の細やかな広報に留意する。	ライフライン施設は市民生活の基盤であるため、市及び施設管理者は被災状況を的確に把握し、迅速に復旧計画を作成し、早期の施設復旧を図る。この時、復旧状況の細やかな広報に留意する。	

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第3 清掃処理 1 廃棄物処理	4-8	災害時に大量に発生するゴミ・がれき等を、法令に基づき適正かつ迅速に処理することにより、リサイクル等に貢献するとともに、国からの補助金の受給が可能となる。また、被災者の衛生的・精神的環境を維持できる。	災害時に大量に発生するゴミ・がれき等を、法令に基づき適正かつ迅速に処理することにより、リサイクル等に貢献するとともに、 <u>市民の保健衛生及び環境の保全を図る。</u>	
			第3 清掃処理 2 汚水処理	4-9	確実に	的確に	
			第4 交通の確保・障害物の除去 1 道路交通の確保	4-9	災害による交通遮断から緊急救援活動の道路交通を確保するため、道路の安全を確保し緊急輸送道路を確保するとともに、迅速に応急復旧を実施し道路交通を確保する。 【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第8節 第4-1） 【緊急輸送道路】 ●「守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図（地―03―005）」	災害による交通遮断から緊急救援活動の道路交通を確保するため、交通規制を実施するとともに、 <u>緊急輸送道路を対象として優先的に</u> 応急復旧を実施する。 【実施業務内容】 ●「守谷市災害時行動マニュアル」（第4章 第8節 第4-1） 【緊急輸送道路】 ●「守谷市防災施設等（避難所、避難場所、緊急輸送道路）配置地図（地―03―003）」	
			第4 交通の確保・障害物の除去 2 鉄道交通の状況把握等	4-9	災害による被災した鉄道交通の状況を、事業者との意思疎通を図り被害状況を把握する。この際、正確な復旧状況の把握による正確な広報に努める。	被災した鉄道交通の状況を、事業者からの情報収集により把握し、 <u>市民への広報を行う。</u> この際、正確な復旧状況の把握に努める。	
			第4 交通の確保・障害物の除去 3 路上障害物の除去	4-9	災害による発生した路上の障害物は、早期に除去し緊急輸送道路の確保に努め、安全復旧に寄与する。	災害により発生した路上の障害物は、早期に除去し緊急輸送道路の確保に努める。	
			第5 行方不明者等の搜索	4-9	5 行方不明者搜索 災害による行方不明者を早期に搜索するとともに、生存している場合は、救出し救命を行う。	第5 行方不明者等の搜索 災害による行方不明者、 <u>安否不明者を早期に搜索するとともに、生存者を発見した場合は、救出し救命を行う。</u>	行方不明者「災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者」 安否不明者「災害が原因で所在不明となった者」 としてマニュアルを整理
	5			5-1			わかりにくい文章は修正（長文、修飾が多い等）
				5-1	（表省略）	（表更新）	
		1	第1 罹災証明書の発行	5-1	り災	罹災	「り災」について 市現行計画は「り災」で運用、県計画は「罹災」表記 H25の災対法改正で「罹災証明書の交付」が市町村長の義務として位置づけられたため、これに倣って漢字表記とする傾向にあるため修正
			第2 住宅等被害認定調査	5-1	災害により被災した建築物について、被害状況を的確に把握し、市としての体制を十分に確保し被害認定調査を実施して、速やかにより災証明書の交付に資するとともに、実施状況等を的確に市民に広報し市民の安心を獲得する。	市は、被災した建築物について被害認定調査を実施し、速やかな罹災証明書の交付に資するとともに、 <u>調査申請方法や実施状況等を的確に</u> 市民に広報する。	
			第3 災害義援金品の配布	5-1	大規模災害時には、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関・団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分を講じる。この際、適正な受付、迅速かつ効果的な配分に留意する。	市は、被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関・団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講じる。被災者あてに寄託された義援金品については、 <u>適正に管理を行い、迅速かつ公平な配分に留意する。</u>	県計画がベースのようだが、省略しすぎて次の文との関連が薄くなっているため削除

編	章	節	該当箇所	頁	現行（列幅40）	修正案（列幅55）	理由
			第4 被災者支援対応	5-1	災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し（後半省略）	市は、被災した市民の自力復興を促進し（後半省略）	
			第5 生活資金の支給・融資	5-1	大規模災害時には、地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、市及び守谷市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を支援するため（後半省略）	市及び守谷市社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を支援するため（後半省略）	
			第6 被災者生活再建支援制度の適用	5-2	災害において住宅全壊世帯数が一定基準以上になった場合等（後半省略）	市又は県の住宅全壊世帯数が一定基準以上になった場合等（後半省略）	
		3		5-2	（表省略）	（表更新）	
				5-2	著しく激甚な災害が発生した場合に、地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高める目的で、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が制定された。このため、本市に大規模な被害が生じた場合は、法による援助・助成を受けて適切な復興事業を推進する。	本市に大規模な被害が生じた場合は、 <u>「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、法による援助・助成を受けて適切な復興事業を推進する。</u>	
		4		5-2	（表省略）	（表更新）	
				5-2	復興は復旧と違い、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改善する事業と位置付けられる。このため復興事業は、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。	復興は復旧と違い、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改善する、市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。	